

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

第1条 京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条アのうち個室Aの「14,272円（13,593円）」を「15,000円（14,286円）」に、個室Bの「10,194円（9,709円）」を「11,000円（10,477円）」に、個室Cの「9,174円（8,738円）」を「10,000円（9,524円）」に、個室Dの「8,155円（7,767円）」を「9,000円（8,572円）」に、個室Eの「7,136円（6,797円）」を「8,000円（7,619円）」に、個室Fの「6,117円（5,826円）」を「7,000円（6,667円）」に改める。

第2条 京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条アのうち「二人室H 普通室の料金に1日につき2,500円（2,381円）を加算する。」を削り、「準個室G 普通室の料金に1日につき3,000円（2,858円）を加算する。」の下に「個室SS 普通室の料金に1日につき120,000円（114,286円）を加算する。個室SA 普通室の料金に1日につき97,000円（92,381円）を加算する。個室SB 普通室の料金に1日につき31,000円（29,524円）を加算する。個室SC 普通室の料金に1日につき15,000円（14,286円）を加算する。個室SD 普通室の料金に1日につき13,000円（12,381円）を加算する。個室SE 普通室の料金に1日につき8,000円（7,619円）を加算する。二人室SF 普通室の料金に1日につき4,000円（3,810円）を加算する。」を加える。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の第2条アの規定は平成22年5月29日から施行する。

京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第2条 (略)	第2条 (同 左)
ア 特別室使用料	ア 特別室使用料
個室A 普通室の料金に1日につき <u>14,272円(13,593円)</u> を加算する。	個室A 普通室の料金に1日につき <u>15,000円(14,286円)</u> を加算する。
個室B 普通室の料金に1日につき <u>10,194円(9,709円)</u> を加算する。	個室B 普通室の料金に1日につき <u>11,000円(10,477円)</u> を加算する。
個室C 普通室の料金に1日につき <u>9,174円(8,738円)</u> を加算する。	個室C 普通室の料金に1日につき <u>10,000円(9,524円)</u> を加算する。
個室D 普通室の料金に1日につき <u>8,155円(7,767円)</u> を加算する。	個室D 普通室の料金に1日につき <u>9,000円(8,572円)</u> を加算する。
個室E 普通室の料金に1日につき <u>7,136円(6,797円)</u> を加算する。	個室E 普通室の料金に1日につき <u>8,000円(7,619円)</u> を加算する。
個室F 普通室の料金に1日につき <u>6,117円(5,826円)</u> を加算する。	個室F 普通室の料金に1日につき <u>7,000円(6,667円)</u> を加算する。
準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。	準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。
二人室H 普通室の料金に1日につき <u>2,500円(2,381円)</u> を加算する。	
	個室SS 普通室の料金に1日につき <u>120,000円(114,286円)</u> を加算する。
	個室SA 普通室の料金に1日につき <u>97,000円(92,381円)</u> を加算する。
	個室SB 普通室の料金に1日につき <u>31,000円(29,524円)</u> を加算する。
	個室SC 普通室の料金に1日につき <u>15,000円(14,286円)</u> を加算する。
	個室SD 普通室の料金に1日につき <u>13,000円(12,381円)</u> を加算する。
	個室SE 普通室の料金に1日につき <u>8,000円(7,619円)</u> を加算する。
	二人室SF 普通室の料金に1日につき <u>4,000円(3,810円)</u> を加算する。
(後 略)	
	附 則
	この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の第2条アの規定は平成22年5月29日から施行する。